

# 令和5・6年度 第1回 東大阪市中小企業振興会議

## 次第

と き 令和6年2月20日（火）午後3時30分

ところ 東大阪市役所18階大会議室

1 開 会

2 委員紹介

3 会長・副会長選出

4 議事

（1）東大阪市中小企業振興会議の進め方について

（2）令和4年度 中小企業振興施策実施状況報告について

（3）各部会の設置について

5 閉会

## 東大阪市中小企業振興会議委員(委嘱期間:R6.2.20~R7.3.31)

No.	氏名	役職等		分野
1	芦塚 格	近畿大学経営学部	教授	学識
2	伊藤 由満	株式会社日本政策金融公庫	東大阪支店長	金融
3	茨木 延夫	東大阪市小売商業団体連合会	会長	商業
4	大西 孝義	グリーン大阪農業協同組合	常務理事	農業
5	大西 由起子	東大阪観光協会	会長	観光
6	加藤 司	大阪商業大学総合経営学部	教授	学識
7	衣笠 葉子	近畿大学法学部	教授	学識
8	糸野 博行	大阪商業大学総合経営学部	教授	学識
9	阪上 義治	東大阪商工会議所	専務理事	会議所
10	富山 浩三	大阪体育大学体育学部	教授	スポーツ
11	中澄 史雄	石切参道商店街振興組合	理事長	商業
12	西松 あゆみ	西松税理士・中小企業診断士事務所	所長	診断士
13	葉山 三三子	ジャパン合同事務所 特定社会保険労務士		社労士
14	榛木 孝至	榛木金属工業株式会社	常務取締役	公募
15	廣田 義人	有限会社廣田工具製作所	代表取締役	工業
16	松本 光次	布施公共職業安定所	所長	労働
17	森田 誠	株式会社商工組合中央金庫	東大阪支店長	金融
18	柳山 稔	東大阪市工業協会	会長	工業

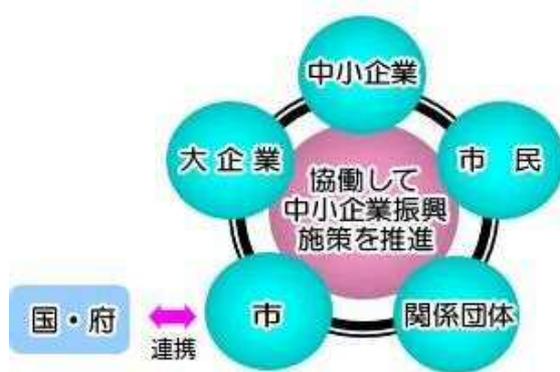
※五十音順

# 中小企業振興会議の進め方

## 東大阪市中小企業振興条例

中小企業の振興に関する基本理念等を明らかにするとともに、東大阪市が市内中小企業を重視し、中小企業振興を市政の重要な柱の一つとして位置づけ、中小企業振興に関する施策を総合的に推進している。

### 【基本理念】



### 【中小企業振興のための施策】

1. 産業集積の活性化及びネットワークの強化
2. 住工共生のまちづくり
3. 販路拡大
4. 経営資源の強化
5. 人材の育成・事業承継
6. 資金調達の円滑化
7. 創造的な事業活動の促進
8. グローバル化
9. 労働環境の整備
10. 情報発信

## 東大阪市中小企業振興会議

振興会議の設置（条例第10条）

事業者、市民、学識経験者、関係団体、行政等の幅広い関係者で構成

- ・ 振興条例の改廃に関する事項
- ・ 施策の実施等に関する事項
- ・ 中小企業の振興に係る重要事項
- ・・・などについて議論

## 部会について

振興会議

（本日の会議）

●●部会

▲▲部会

◆◆部会

専門的な知識が必要となるため、部会を設置し、審議

## 中小企業振興施策の実施について

中小企業振興会議において議論された課題などを基に、中小企業振興施策を実施している。

事業（Plan）を、計画的に実施し（Do）、定期的な検証・評価（Check）のもと、改善・見直し（Action）を行い、より効果的・効率的な事業展開に繋げている。

議事2の「令和4年度 中小企業振興施策実施状況報告について」で説明。

中小企業振興会議提言に基づく  
令和4年度中小企業振興施策  
実施状況報告



令和6年2月

都市魅力産業スポーツ部

# 中小企業振興会議提言に基づく令和4年度中小企業振興施策実施状況報告

## I. モノづくり支援再興戦略（モノづくり支援施策の4本の柱と重点施策）

① 高付加価値化に向けた支援の強化	達成度	掲載頁
医工連携プロジェクト創出事業	C	4
東大阪デザインプロジェクト事業	A	5
モノづくり支援補助事業	B	6
② モノづくり人材の育成・確保、事業承継の促進		
次世代モノづくり啓発事業	A	7
ビジネスセミナー開催経費	A	8
モノづくり開発研究会支援事業	B	9
市内企業と学生、女性の就職マッチング事業	A	18
モノづくり若年者等就業支援事業	B	19
③ 操業環境の維持・確保		
モノづくり立地促進補助事業	A	10
住工共生のまちづくり事業	A	11
④ 販路開拓支援の充実		
東大阪デザインプロジェクト事業	A	5
モノづくり支援補助事業	B	6
技術交流プラザ事業	B	12
東大阪ブランド推進事業	A	13
モノづくりワンストップ推進事業	A	14

## II. 東大阪市商業活性化方針の策定

① 商業集積地支援の継続	達成度	掲載頁
商業振興コーディネート事業	A	15
地域密着型支援事業	D	16
空き店舗活用促進事業	A	17
② 個店支援の拡充		
商業振興コーディネート事業	A	15
空き店舗活用促進事業	A	17
③ 新しい業態との連携		
商業振興コーディネート事業	A	15

## III. 3つの視点からの就労支援と市内企業の人材確保支援を検討

① 多様な人材の積極的な活用	達成度	掲載頁
市内企業と学生、女性の就職マッチング事業	A	18
② 学生及び若者へのアプローチ		
市内企業と学生、女性の就職マッチング事業	A	18
③ 企業への支援		
モノづくり若年者等就業支援事業	B	19

# 東大阪市中小企業振興条例

## 第9条 中小企業の振興に関する施策

- 1 中小企業者の産業集積の活性化及びネットワークを強化させるための施策
- 2 中小企業者の操業環境の確保及び市民の住環境との調和を推進するための施策
- 3 中小企業者の販路拡大のための施策
- 4 中小企業者の経営資源を強化するための施策
- 5 中小企業者の人材の育成・事業承継に関する施策
- 6 中小企業者の資金調達の円滑化を促進させるための施策
- 7 中小企業者の創造的な事業活動の促進のための施策
- 8 中小企業者のグローバル化のための施策
- 9 中小企業者の労働環境を整備するための施策
- 10 中小企業者の魅力等の情報発信を行うための施策
- 11 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

## 【様式の見方】

所属	所属名を記載
----	--------

No.	通しNo.
-----	-------

事業名	事業名を記載	令和4年度 目標達成度
事業概要	事業全体の大まかな内容について記載	目標①、②の達成度に対して、目標が1つの場合は、A:8～7点、B:6～5点、C:4～3点、D:2点として目標達成度を記載。目標が2つの場合はA:4点、B:3点、C:2点、D:1点として、8～7点=A、6～5点=B、4～3点=C、2点=Dとして目標達成度を記載

R3 決算	R3決算額を記載	R4 決算	R4決算額を記載
----------	----------	----------	----------

提言施策	東大阪市中小企業振興会議より提言された施策(1ページ)に対応する施策番号を記載
------	---

中小企業振興条例 第9条
中小企業振興条例第9条に該当する条項、施策の概要を記載

指標①	事業を客観的に評価するための基準を記載				指標②	同左			
	R3	R4	R5	R4達成度		R3	R4	R5	R4達成度
目標①	各年度の目標を記載			令和4年度目標に対する達成度を記載。(100% =A、80～100%未済=B、50～80%未済=C、50%未済=D)	目標②	同左			
実績①	各年度の実績を記載				実績②				
事業実績 (令和4年度)	令和4年度の取り組み内容を記載								
改善すべき点	令和4年度に取り組んだ改善策のうち、主に実施できなかった内容や、事業実績に記載した内容を実施する中での課題・問題点を記載								
令和5年度に 改善した点	上記の課題や問題点を具体的にどのように改善したのかを記載								

所属	モノづくり支援室
----	----------

No.	1
-----	---

事業名	医工連携プロジェクト創出事業	令和4年度 目標達成度
事業概要	医療機器ビジネスを取り巻く環境や動向、また市内企業の状況と意向などを勘案し、「部品・部材の供給」「試作・設計・開発支援」「OEM/ODM生産」を重点領域と位置づけ、直接の取引先となる医療機器メーカーや販社との関係構築を行う。	C

R3 決算	4,892,289	R4 決算	7,079,968
----------	-----------	----------	-----------

提言施策	I ①			
------	-----	--	--	--

中小企業振興条例 第9条	
1	産業集積の活性化、ネットワーク強化
7	創造的な事業活動

指標①	健康、医療、介護分野における開発ニーズ 案件の情報提供数				指標②				
	R3	R4	R5	R4達成度		R3	R4	R5	R4達成度
目標①	80件	90件	100件	C	目標②				
実績①	96件	69件	54件 (R6.1末現在)		実績②				

事業実績 (令和4年度)	医療機器の大規模展示会「MedtecJapan」、神戸医療産業都市クラスター交流会において東大阪市のモノづくりの強みを発信し、企業探索案件の獲得に努めている。また、(一社)医療健康機器開発協会と連携し医療機器ビジネス参入のための人材育成プログラムを通じたネットワーキングを実施。更なる発信の場を創出すべく、大阪産業局と連携し医療機器・ヘルスケア・介護機器マッチング商談会2022へ出展、その他オンライン展示商談会への参加。
改善すべき点	改善点は新たな医療機器企業との接点を増やすことである。
令和5年度に 改善した点	既存のつながりでは案件の発掘が難しくなりつつあるため、医工連携に関心のある主体と市内企業をマッチングする機会を創出すべく第98回日本医療機器学会大会の併設展示であるメディカルショー・ジャパン&ビジネスエキスポ2023に出展し、市内企業のPRに努めた。また、経済産業省の外郭団体が運営する発注案件が掲載されているウェブサイトなどから情報を入手し、対応可能性のある市内企業に情報提供を行う取り組みを始めた。

所属	モノづくり支援室
----	----------

No.	2
-----	---

事業名	東大阪デザインプロジェクト事業	令和4年度 目標達成度
事業概要	世界で高く評価されるデザイン活動を実践される工業デザイナー喜多俊之氏を本市デザインクリエイティブアドバイザーとして迎え、市内企業にデザインの重要性の啓発や指導を行うもの。	A

R3 決算	2,445,000	R4 決算	2,000,000
----------	-----------	----------	-----------

提言施策	I①	I④		

中小企業振興条例 第9条	
3	販路拡大
7	創造的な事業活動
8	グローバル化

指標①	本プロジェクトを通じたデザイナーとのプロジェクト組成数				指標②				
	R3	R4	R5	R4達成度		R3	R4	R5	R4達成度
目標①	4件	4件	4件	A	目標②				
実績①	5件	4件	1件 (R6.1未現在)		実績②				
事業実績 (令和4年度)	(セミナー・勉強会) ・9月2日(クリエイション・コア東大阪)参加者9社9名 ・1月19日(榊喜多俊之デザイン研究所)参加者5社6名 ・1月26日(クリエイション・コア東大阪)参加者9社9名  (個別相談会及びそのアドバイスなど) 実績4社								
改善すべき点	参加者数が減少しているため、事業を利用する企業を増やす。								
令和5年度に 改善した点	個別相談に1社でも多くの市内企業に参加してもらい、実情にそった製品開発支援につながるよう、以下を実施した。 ・広報は使える媒体を可能な限り使って参加企業の掘り起こし。 ・セミナーを事業の入り口とし意欲の高い企業を個別相談へ案内。 ・個別相談はオンラインでの参加も可とした。 ・個別相談の回数制限を廃止、複数回相談も可とした。								

所属	モノづくり支援室
----	----------

No.	3
-----	---

事業名	モノづくり支援補助事業	令和4年度 目標達成度
事業概要	(公財)東大阪市産業創造勤労者支援機構が実施する下記5事業に対し補助金を交付し、同機構より対象企業へ助成金を交付する。 ①高付加価値化促進事業 ②創業促進インキュベーション支援事業 ③クリエイション・コア常設展示場出展支援事業 ④産業財産権活用事業 ⑤展示会出展支援事業	B

R3 決算	11,521,880	R4 決算	13,402,859
----------	------------	----------	------------

提言施策	I ①	I ④		

中小企業振興条例 第9条	
1	産業集積の活性化、ネットワーク強化
3	販路拡大
7	創造的な事業活動
8	グローバル化

指標①	補助金活用件数				指標②				
	R3	R4	R5	R4達成度		R3	R4	R5	R4達成度
目標①	50件	50件	50件	B	目標②				
実績①	39件	49件	39件 (R6.1末現在)		実績②				

事業実績 (令和4年度)	①高付加価値化促進事業・・・(研究開発)3件、(産学連携)1件、(経営力向上)7件 ②創業促進インキュベーション支援事業・・・(既入居企業)10社11室、(新規入居企業)2社3室 ③クリエイション・コア常設展示場出展支援事業・・・(既出展企業)5社、(新規出展企業)1社 ④産業財産権活用事業・・・3件 ⑤展示会出展支援事業・・・17件
改善すべき点	経営力向上枠(高付加価値化促進事業)の交付先の固定化、補助率及び審査手続の適正化。
令和5年度に 改善した点	改善に向け、関係機関と協議しながら見直しを図っている。

所属	モノづくり支援室
----	----------

No.	4
-----	---

事業名	次世代モノづくり啓発事業	令和4年度 目標達成度
事業概要	小学校でのモノづくり体験教室の開催や少年少女発明クラブを支援することにより、次代を担う子どもたちのモノづくりに対する興味や関心を高め、将来の産業を担う人材を育成する。	A

R3 決算	教育支援事業 5,800,000 少年少女発明クラブ 440,565	R4 決算	教育支援事業 5,800,000 少年少女発明クラブ 568,000
----------	---------------------------------------	----------	---------------------------------------

提言施策	I②			
------	----	--	--	--

中小企業振興条例 第9条	
5	人材の育成・事業承継

指標①	モノづくり体験教室参加児童数				指標②	発明クラブ活動への参加率			
	R3	R4	R5	R4達成度		R3	R4	R5	R4達成度
目標①	4,000人	4,000人	4,000人	A	目標②	80%	80%	80%	B
実績①	4,105人	4,068人	3,808人 (R6.1未現在)		実績②	コロナ禍のため自粛	73%	72% (R6.1未現在)	

事業実績 (令和4年度)	<p>【教育支援事業】 体験教室のメニューは市内企業14社の協力により、全14メニュー。4,237人の応募があり、4,068人に実施した。</p> <p>【少年少女発明クラブ】 2年ぶりに通年で開講し、夏休みの体験教室を含め、延べ405人が参加した。</p>
改善すべき点	次世代を担う子どもたちに対し、広報活動を強化する。
令和5年度に 改善した点	教育支援事業においては、物価高騰の中、受講者数を大きく減らすことなく、継続した事業の実施。少年少女発明クラブにおいてHANAZONO EXPOでのワークショップを実施し、会員が講師役となり、モノづくりの楽しさを広めることで、継続実施のための広報活動の一助とした。

所属	モノづくり支援室
----	----------

No.	5
-----	---

事業名	ビジネスセミナー開催事業	令和4年度 目標達成度
事業概要	市内中小企業者の人材育成を積極的に推進し、新分野進出や業務改善、後継者育成等をはかるため、(公財)東大阪市産業創造勤労者支援機構がビジネスセミナー(営業・経営・法律・IT等のテーマ)を開催することを補助する。	A

R3 決算	1,260,588	R4 決算	797,277
----------	-----------	----------	---------

提言施策	I②			
------	----	--	--	--

中小企業振興条例 第9条	
5	人材の育成・事業承継

指標①	ビジネスセミナー参加数				指標②				
	R3	R4	R5	R4達成度		R3	R4	R5	R4達成度
目標①	650人	650人	650人	A	目標②				
実績①	931人	1,214人	1,163人 (R6.1未現在)		実績②				

事業実績 (令和4年度)	<p>■令和4年度</p> <p>◎オンラインセミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○18回開催</li> <li>○延べ参加人数847人(視聴回数827回)</li> </ul> <p>◎リアル型セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○21回開催</li> <li>○延べ参加人数367人</li> <li>○主なリアル型セミナーの実績(数値は上記の内数) <ul style="list-style-type: none"> <li>・6/28~1/20「事業化人材育成塾」(7回開催 延べ76名参加) コーディネーター (株)スクエアメディカル 代表取締役 石井 達夫</li> <li>・12/15「今から始める中小企業のための海外販路開拓セミナー」(1回開催 31名参加) 講師 日本貿易振興機構 情報提供アドバイザー 松尾 秀一 他</li> </ul> </li> </ul>
改善すべき点	モノづくり支援室所管事業にて他のビジネスセミナーもあり、参加者数が伸び悩むセミナーも多く、選択と集中が必要。
令和5年度に 改善した点	本事業で実施すべきセミナーの取捨選択を行った。

所属	モノづくり支援室
----	----------

No.	6
-----	---

事業名	モノづくり開発研究会支援事業	令和4年度 目標達成度
事業概要	モノづくり企業の技術高度化や研究開発促進を目的として、東大阪市モノづくり開発研究会(事務局は産業技術支援センター)事業に補助するもの。	B

R3 決算	350,000	R4 決算	350,000
----------	---------	----------	---------

提言施策	I②			
------	----	--	--	--

中小企業振興条例 第9条	
5	人材の育成・事業承継

指標①	参加者の満足度(大変満足・満足の割合)				指標②				
	R3	R4	R5	R4達成度		R3	R4	R5	R4達成度
目標①	100%	100%	100%	B	目標②				
実績①	100%	94%	—		実績②				

事業実績 (令和4年度)	<p>(令和4年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■強度解析初級コース</li> <li>○全10回 募集定員5名に対し参加者10名(修了者8名)</li> <li>■金属材料初級コース</li> <li>○全10回 募集定員5名に対し参加者5名(修了者5名)</li> <li>■機械・金属分野 中堅人材コース</li> <li>○全10回 募集定員10名に対し参加者8名(修了者8名)</li> <li>■全コース共通特別講演</li> <li>7/26 オープニングガイダンス 特別講演『金属の機能と組織』 講師 東北大教授 産学官広域連携センター長 正橋直哉 氏</li> <li>10/25 特別講演・見学会 特別講演『プラスチック』 講師 高分子試験・評価センター見学 高分子評価センター 喜多泰夫 氏</li> <li>3/1 特別講演・修了式 特別講演『モノづくり現場のカイゼンへの着眼点』 講師 大阪工業大教授 皆川健多郎 氏</li> </ul>
改善すべき点	特になし
令和5年度に 改善した点	特になし

所属	モノづくり支援室
----	----------

No.	7
-----	---

事業名	モノづくり立地促進補助事業	令和4年度 目標達成度
事業概要	工業専用地域やモノづくり推進地域(工業地域全域と準工業地域の大半を指す)において、新たに製造業を営む場合や工場を建設する場合などに、土地・建物にかかる都市計画税および固定資産税相当額の一定割合の補助金を交付することで、製造業の立地と定着を図る。	A

R3 決算	96,280,000	R4 決算	120,484,000
----------	------------	----------	-------------

提言施策	I③			
------	----	--	--	--

中小企業振興条例 第9条	
1	産業集積の活性化、ネットワーク強化

指標①	補助事業活用による新規立地件数				指標②				
	R3	R4	R5	R4達成度		R3	R4	R5	R4達成度
目標①	5件	5件	5件	A	目標②				
実績①	6件	8件	3件 (R6.1未現在)		実績②				

事業実績 (令和4年度)	新規指定決定企業数は8件であった。内訳としては、工場の新設が7件であった。
-----------------	---------------------------------------

改善すべき点	補助金のさらなる周知が必要である。
--------	-------------------

令和5年度に 改善した点	関係機関との連携や発信手法の見直しを通じ、周知を強化した(例:メルマガ・月報等への掲載、税理士会・宅建協会へのPR、金融機関でのセミナー開催、パンフレットの見直し)。また、ペーパーレス化や規程の見直しにより申請・交付手続を迅速化・簡略化した。
-----------------	---

所属	モノづくり支援室
----	----------

No.	8
-----	---

事業名	住工共生のまちづくり事業	令和4年度 目標達成度
事業概要	市民・モノづくり企業・市等が一体となって住工共生のまちづくりを推進するため、平成25年4月に住工共生のまちづくり条例を施行した。これに基づき、市の責務として、工場移転支援補助金・相隣環境対策支援補助金・事業用地継承支援対策補助金・住工共生モノづくり立地促進補助金・住工共生まちづくり活動支援補助金の交付や、モノづくり推進地域内で新たに住宅を建築する者は、市との事前協議及び近隣工場への説明を求める等の住工共生のまちづくりに必要な施策を実施している。	A

R3 決算	99,814,550	R4 決算	125,612,746
----------	------------	----------	-------------

提言施策	I③			
------	----	--	--	--

中小企業振興条例 第9条	
2	操業環境の確保

指標①	補助金施策の活用実績率				指標②				
	R3	R4	R5	R4達成度		R3	R4	R5	R4達成度
目標①	80%	80%	80%	A	目標②				
実績①	74%	87%	78% (R6.1未現在)		実績②				

事業実績 (令和4年度)	<p>【主な取組み】 住工共生のまちづくり条例第11条に基づき特にモノづくり企業の集積を維持し、促進することが必要であると認める地区(特別用途地区)を拡大するため、関係機関との調整や地権者への説明を行った。</p> <p>【補助金交付実績】 ①工場移転支援補助金・・・1件 ②相隣環境対策支援補助金・・・0件 ③事業用地承継支援対策補助金・・・0件 ④住工共生モノづくり立地促進補助金・・・30件 ⑤住工共生まちづくり活動支援補助金・・・1件</p>
改善すべき点	活用件数が少ない補助金施策がある(補助金施策のPR不足)。
令和5年度に 改善した点	関係機関との連携や発信手法の見直しを通じ、補助金施策のPRを強化した。 (例:メルマガ・月報等への掲載、税理士会・宅建協会へのPR、金融機関でのセミナー開催、パンフレットの見直し)

所属	モノづくり支援室
----	----------

No.	9
-----	---

事業名	技術交流プラザ事業	令和4年度 目標達成度
事業概要	市内製造業者の情報発信・販路開拓を支援するため、市内製造業の情報をデータベース化した検索サイト「東大阪市技術交流プラザ」を運営し、全国からの加工依頼、部品調達、試作品作りなどのビジネスマッチングにつなげる。	B

R3 決算	8,791,191	R4 決算	6,560,932
----------	-----------	----------	-----------

提言施策	I ④			
------	-----	--	--	--

中小企業振興条例 第9条	
3	販路拡大
10	魅力等の情報発信

指標①	市内企業への問合せ件数				指標②				
	R3	R4	R5	R4達成度		R3	R4	R5	R4達成度
目標①	330件	330件	330件	B	目標②				
実績①	300件	311件	167件 (R6.1末現在)		実績②				

事業実績 (令和4年度)	<p>■技術交流プラザの主な機能としては、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録企業の検索</li> <li>・登録企業への問合せ</li> <li>・コーディネーターへの問合せ</li> <li>・市内企業向けページ(支援施策の発信をメールマガジン等にて実施)</li> <li>・東大阪市のモノづくりの紹介</li> </ul> <p>■R4年度までの取組み(主に事業周知)</p> <p>①テクノ Messe 東大阪へ出展 テクノ Messe 東大阪来場者に、技術交流プラザのPRを実施。</p> <p>②新規登録企業の促進 産業創造勤労者支援機構の専門コーディネーターの企業訪問時に技術交流プラザの案内を行い、新規登録企業の促進を図る。</p> <p>③操作解説動画の作成 市内企業向けの企業紹介ページの作成方法を案内した動画を作成。</p> <p>④広告の掲載 令和4年度より毎年度の2月1日から、サイトを広く周知させるためYahoo!プロモーション上を利用し、インターネット上で広告を掲載。</p>
-----------------	---

改善すべき点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内製造企業の情報発信・販路開拓の支援のツールとしてより多くの場面で活用されるよう多方面で広報活動を行うこと。</li> <li>・根本的な閲覧数を向上させるため、他媒体でのリンク先掲載や広告掲載も検討する。</li> <li>・新規登録者を増やし、継続的な更新も登録企業へ促すこと。</li> </ul>
--------	---

令和5年度に 改善した点	登録されている市内企業の廃業情報を入手し、企業情報のメンテナンスを実施した。
-----------------	--

所属	モノづくり支援室
----	----------

No.	10
-----	----

事業名	東大阪ブランド推進事業	令和4年度 目標達成度
事業概要	本市の事業者が製造した優れた最終製品を東大阪ブランド製品として客観的な視点で評価・認定することで当該製品の価値を高め、市内事業者の製品開発を促進すること及び、認定製品を有する事業者が相互に連携して東大阪ブランドのCI活動を行うことを通じて本市のモノづくりのまちとしての都市イメージの向上を図る。	A

R3 決算	4,223,004	R4 決算	4,200,092
----------	-----------	----------	-----------

提言施策	I ④			
------	-----	--	--	--

中小企業振興条例 第9条	
1	産業集積の活性化、ネットワーク強化
3	販路拡大
7	創造的な事業活動
10	魅力等の情報発信

指標①	ブランド新規認定製品数				指標②				
	R3	R4	R5	R4達成度		R3	R4	R5	R4達成度
目標①	10製品	10製品	10製品	A	目標②				
実績①	13製品	12製品	8製品 (R6.1末現在)		実績②				
事業実績 (令和4年度)	<p>(1) 東大阪ブランド新規認定製品募集広報業務 6月の新規募集に合わせ、公募情報を市内企業の目に触れる機会を増やすことで、東大阪ブランド認定製品の新規申請件数を増やして会員の増員、ブランド事業の認知向上と活動の活性化につなげた。 ①商工月報6月号 中面広告を作成、掲載</p> <p>(2) ウェブページ制作業務 『舞いあがれ！』で描かれたつくるひとの夢や想いは、東大阪ブランド認定製品にも共通するため、製品をつくるひとのインタビューウェブページを制作することで共通点を描き認定製品の価値を高めた。</p> <p>(3) 地域・市民向けイベント(『マスターズ』制定記念イベント)での物販に係る業務 会員11社でワークショップや製品販売ブース(POP-UP store)を出店した。 東大阪ブランドの制度や活動のPR、また、魅力的なブースづくりのため、参加会員の協力のもとパネルや装飾を施し、昨年に続き別事業で製造したブースのフレームや看板を再利用し、全体を盛り上げた。</p>				<p>(4) 舞いあがれ東大阪 応援プロジェクトノベルティ制作業務 東大阪市が作成した『舞いあがれ東大阪』ロゴマークを使用したノベルティを作成し会員に配布することでドラマを盛り上げ話題づくりに活用した。 ①ミニのぼり ②ワッペンバッジ ③シールを制作</p> <p>(5) 大阪・関西万博イベント『HANA ZONO EXPO』にてPRIに係る業務 パネルや装飾を施し、令和3年度から令和4年度前期までの新規認定製品を中心に実物を展示し東大阪ブランドの魅力を来場者にアピールした。</p> <p>(6) 東大阪市役所1F展示スペースの改善業務 小型モニター設置のための工事を実施。7つのモニターで動画を放映した。</p> <p>(7) 広告掲載(舞いあがれ！公式ガイドブック)東大阪ブランドPR業務 NHK出版発行の舞いあがれ！公式ガイドブックPart2(2023年1月発行)に東大阪ブランドを紹介する広告を掲載。</p>				
改善すべき点	本市は優れた技術を持つ企業が集積する中小企業のまちであることの認知は進んでいるが、抽象的なイメージに留まり、具体的な社名や技術、事例までで紹介できる者は少ない。それは本市が持つ価値あり、本市での操業や立地を理由として雇用や仕事が舞い込み、住民であることに郷土愛や誇りを抱く理由になるはずであるが、現時点では可視性や認知が乏しく、その恩恵は事業者や住民に十分に享受されていない。本市の持つポテンシャルを最大限に活用する事で市内に立地する全ての製造業者への優位性に結び付けたい。								
令和5年度に 改善した点	(1)(5)(7)は継続実施。(5)については一室の一角であった展示スペースから、後述の「伸びて繋がるモノづくり展」に加え、東大阪ブランド会員企業を総括し、多数のワークショップと物販を実施。花園ラグビー場2Fコンコースを広く活用し、来場者にモノづくりのまちをPR。「伸びて繋がるモノづくり展」として、企画展を実施、東大阪のモノづくりの歴史を学ぶ展示となった。大阪府立中央図書館、MOBIO、HANA ZONO EXPO、市庁舎多目的ホールにて、巡回展示を実施し、「モノづくりのまち東大阪」のPRを実施した。								

所属	モノづくり支援室
----	----------

No.	11
-----	----

事業名	モノづくりワンストップ推進事業	令和4年度 目標達成度
事業概要	市内企業からのニーズが高い技術コーディネーターによる市内企業への発注案件対応と、販路開拓コーディネーターを効率よく連携させ、技術・販路の両面からきめ細かい支援サービスをワンストップで市内企業全体に提供し、発注案件や販路開拓を支援する。	A

R3 決算	19,382,084	R4 決算	20,039,246
----------	------------	----------	------------

提言施策	I④			

中小企業振興条例 第9条	
3	販路拡大
4	経営資源の強化
7	創造的な事業活動
8	グローバル化

	指標① 企業訪問件数				指標② マッチング件数				
	R3	R4	R5	R4達成度		R3	R4	R5	R4達成度
目標①	400件	153件	168件	A	目標②	120件	120件	120件	A
実績①	272件	155件	164件 (R5.12末現在)		実績②	1,175件	800件	466件 (R5.12末現在)	

事業実績 (令和4年度)	技術コーディネーター3名、販路コーディネーター5名(うち東大阪ブランド担当1名)、で市内中小製造業に対して発注先を探している企業と市内製造業のマッチング、販路開拓支援並びに各種支援機関の施策情報の提供を行った。(令和4年度総相談件数2,782件)
改善すべき点	コーディネーター間の情報共有による、より効果的、効率的な支援の実現。
令和5年度に 改善した点	効率的な事業実施のために、コーディネーター間での情報共有システムへの訪問記録の入力を徹底させた。

所属	商業課
----	-----

No.	12
-----	----

事業名	商業振興コーディネート事業	令和4年度 目標達成度
事業概要	東大阪市内の個店がSNSを活用し店舗の魅力発信を効果的に行う方法を レクチャーし、地域商業の活性化を図る。	A

R3 決算	3,740,000	R4 決算	3,998,500
----------	-----------	----------	-----------

提言・報告 施策	II①	II②	II③	

中小企業振興条例 第9条	
1	産業集積の活性化、ネットワーク強化
4	経営資源の強化
7	創造的な事業活動
10	魅力等の情報発信

指標①	売上の効果があったとする対象店舗の割合				指標②				
	R3	R4	R5	R4達成度		R3	R4	R5	R4達成度
目標①	25%	25%	30%	A	目標②				
実績①	42%	35%	-		実績②				

事業実績 (令和4年度)	東大阪市内の個店がSNSを利用し商品や魅力発信を効果的に行えるよう、ハンズオン支援を中心にセミナーの開催やSNS活用ガイドを作成し、事業者を支援した。SNSで発信できるようになるまでをサポートすることで、売上の拡大および新規顧客の獲得につなげた。 プロポーザルによって効果的な提案を募り、市内商業のにぎわいにつなげていく内容とした。 ハンズオン支援: 31件 セミナー参加者: 14名
改善すべき点	ハンズオン支援申込後に、繁忙等の理由により、実施が難しくなる事業者が一部見られたため、その改善策が必要となる。
令和5年度に 改善した点	市内商店街からもSNSを活用した魅力発信を実施したいという声があったことから、令和5年度より参加対象者に市内商店街を追加した。 また、LINEについての支援をしてほしいとの声があったことから、令和5年度よりLINEに関する支援も実施した。 SNS活用セミナーでは、従来のSNSの活用法の講義に加え、インフルエンサーによる効果的なSNS動画作成方法や、プロカメラマンによるSNS向けの写真の撮り方など、SNS投稿の際に活用できる技術向上につながるプログラムを実施した。 本事業及び参加事業者の魅力をより発信していくため、受講事業者・商店街の情報を掲載したPR冊子を作成している。

所属	商業課
----	-----

No.	13
-----	----

事業名	地域密着型支援事業(にぎわいづくり事業)	令和4年度 目標達成度
事業概要	商店街等小売商業団体が実施する魅力あふれる商店街づくりなど、地域密着型の取り組みに対し補助金を交付することで、商業の活性化を図る。	D

R3 決算	956,000	R4 決算	1,394,000
----------	---------	----------	-----------

提言施策	II①			

中小企業振興条例 第9条	
1	産業集積の活性化、ネットワーク強化
7	創造的な事業活動
10	魅力等の情報発信

指標①	にぎわいづくり事業実施団体数				指標②				
	R3	R4	R5	R4達成度		R3	R4	R5	R4達成度
目標①	22団体	22団体	22団体	D	目標②				
実績①	3団体	6団体	15団体 (R6.1未現在)		実績②				
事業実績 (令和4年度)	令和4年度については布施商店街連絡会が実施している布施まつり等、6団体に対して補助金を交付した。								
改善すべき点	事業目的は商店街ににぎわいを作ることであり、アフターコロナを見据え、新たな生活様式に適した今までとは異なる方法でのイベント等が実施できるように検討が必要。								
令和5年度に 改善した点	新型コロナウイルスによる行動制限が解除され、多くの商店街がイベントを再開された。今後、より商店街のにぎわいを作っていくにあたり、現在原則申請は1団体につき1回までとしているが、2回の申請を可能にしたり、補助率を上げることなどの検討をしていくため、商店街団体に対し、本補助事業の活用希望調査を実施した。								

所属	商業課
----	-----

No.	14
-----	----

事業名	空き店舗活用促進事業	令和4年度 目標達成度
事業概要	商店街の空き店舗を活用して商業・サービス業の開業支援を図るため、開業の際の一部経費の補助やアドバイザーの派遣を行う。	A

R3 決算	3,100,000	R4 決算	3,100,000
----------	-----------	----------	-----------

提言施策	II①	II②		

中小企業振興条例 第9条	
1	産業集積の活性化、ネットワーク強化
2	操業環境の確保
4	経営資源の強化
7	創造的な事業活動

指標①	空き店舗活用促進事業実施団体数				指標②				
	R3	R4	R5	R4達成度		R3	R4	R5	R4達成度
目標①	3件	3件	10件	A	目標②				
実績①	4件	4件	6件 (R6.1末現在)		実績②				

事業実績 (令和4年度)	交付決定数: 4件 (小売業3件、飲食店1件)、(長瀬2件、布施1件、瓢箪山1件)
-----------------	--

改善すべき点	早期に4件の交付決定により申請期限前に市の予算上限まで達したため、予算や要件などの補助内容について検討する必要がある。
--------	---

令和5年度に 改善した点	1件あたりの補助上限額を100万円から平均補助額である80万円に変更し、10件分の予算を確保した。
-----------------	---

所属	労働雇用政策室
----	---------

No.	15
-----	----

事業名	市内企業と学生、女性の就職マッチング事業	令和4年度 目標達成度
事業概要	市内企業の採用状況や雇用ニーズをきめ細かに把握し、新たな雇用ニーズの掘り起こしを図るとともに、学生や子育て世代の女性の就職ニーズとのマッチング事業を行う。	A

R3 決算	27,928,000	R4 決算	28,000,000
----------	------------	----------	------------

提言施策	I ②	III ①	III ②
------	-----	-------	-------

中小企業振興条例 第9条	
5	人材の育成・事業承継
9	労働環境の整備

指標①	市内企業に就職した若者や女性の人数				指標②				
	R3	R4	R5	R4達成度		R3	R4	R5	R4達成度
目標①	125人	150人	175人	A	目標②				
実績①	88人	150人	109人 (R6.1未現在)		実績②				

事業実績 (令和4年度)	<p>【新規登録者数】873人  【就職者数】406人(うち市内企業への就職者数150人)  【延べ利用者件数】3,922件</p> <p>【企業支援】  &lt;企業向けセミナー&gt;  1回目「中小企業の魅力発信セミナー」参加者5名  2回目「新卒採用力強化セミナー」参加者12名  &lt;職場見学会&gt;  1回目：マツダ紙工業株式会社、参加者5名  2回目：株式会社アオキ、参加者10名  &lt;企業交流会&gt;  1回目：SKB 株式会社、参加者39名(東大阪大学の授業として開催)  2回目：株式会社盛光SCM・株式会社プリント・キャリア、参加者17名</p>
-----------------	---

改善すべき点	<p>【課題①】女性の安定した就労機会の確保  【課題②】学生を含めた若者と市内企業を結び付ける支援の手法  【課題③】企業支援のメニューの拡充</p>
--------	--

令和5年度に 改善した点	<p>【課題①】  コロナ禍で非正規女性の就労者数が減少し大きな影響を受けたことから、女性の安定した就労機会を確保するための支援としてデジタルスキルを身につけるための連続セミナーを開催した。</p> <p>【課題②】  将来的な就職マッチングに向けて、若者に市内企業に目を向けてもらうため、企業交流会については市内企業2社から普段は聞けない人事の本音が聞けるような交流会をパッケージ化した。また、モノづくり支援室と連携し「こーばへ行こう」での工場見学会を行った。集客には成功し参加者の満足度は高く、モノづくり業界全体のイメージアップが期待される一方で、やはり直接的なマッチングに繋がらないため、企業にとってのメリットが少なく、今後の手法について検討する必要がある。</p> <p>【課題③】  ・セミナーの集客アップに向けて、内容を近年の若者の動向に合わせたすぐに取り入れられる採用手法をピンポイントに伝える講座に変更、またオンライン開催に絞ったことで参加のハードルを下げた。  ・企業登録を開始し、登録企業へセミナーイベント情報を随時案内することで、メールマガジン経由の申込みが増加するという好循環が構築できている。また支援の参考とするため、登録時には人材の過不足や雇用に関するヒアリングを実施。登録企業数：令和5年12月末時点で189社  ・ファクトリーウェブサイトでの企業の魅力発信ページについて、企業側に入力いただくテンプレートを作成。企業登録時に案内し、PRしたい企業を随時募集。</p>
-----------------	---

所属	労働雇用政策室
----	---------

No.	16
-----	----

事業名	モノづくり若年者等就業支援事業	令和4年度 目標達成度
事業概要	若年者等に対し、モノづくり企業を中心とした就業の機会を提供する。合同企業面接会および就職セミナーの開催、就職情報の発信、大阪府立東大阪高等職業技術専門学校(技専校)での技能実習と企業での実習を組み合わせ就職につなげる「モノづくり人材育成塾」の開催等の事業を実施する。	B

R3 決算	10,000,000	R4 決算	9,854,800
----------	------------	----------	-----------

提言施策	I ②	III ③		
------	-----	-------	--	--

中小企業振興条例 第9条	
9	労働環境の整備

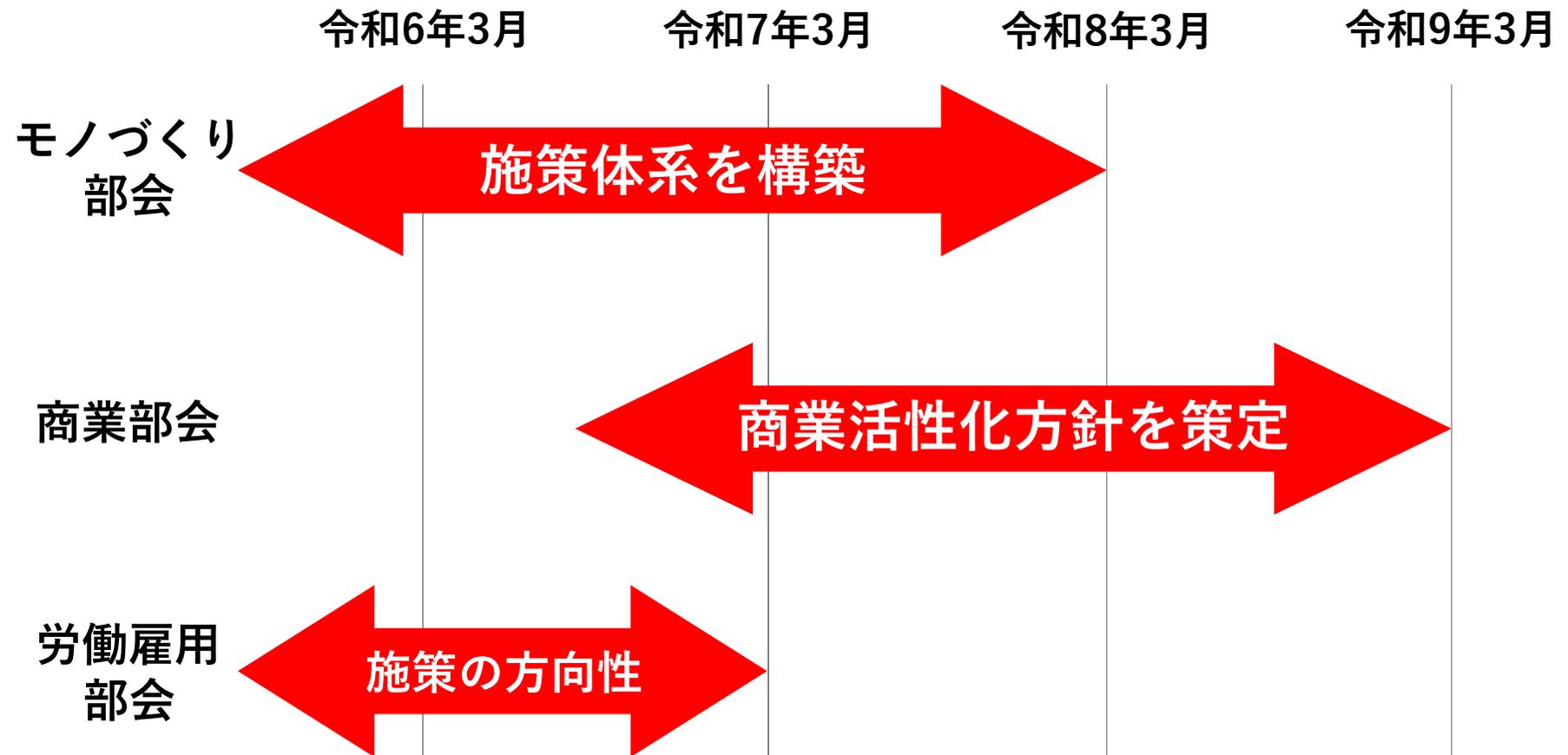
指標①	就職者数				指標②	企業向けセミナー参加者数			
	R3	R4	R5	R4達成度		R3	R4	R5	R4達成度
目標①	26人	28人	34人	B	目標②	27人	28人	30人	B
実績①	30人	27人	13人 (R6.1末現在)		実績②	27人	23人	25人 (R6.1末現在)	

事業実績 (令和4年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ワークスタイル東大阪」の発行…モノづくり企業で働く若者や働く人の基礎知識、各所相談窓口等を紹介する冊子を発行し、市内全戸配布するとともに、主要高校、大学、公共施設等に配布した。 (発行日)令和4年8月1日 (発行部数) 195,000部</li> <li>・モノづくり人材育成塾 技術コース…技専校での基礎的な技術の習得と企業での実習を併せて実施し、モノづくり企業への就職につなげた。 (期間)令和4年10月3日～11月11日 (場所)大阪府立東大阪高等職業技術専門学校、実習受入協力企業 (参加者数)10人 (就職者数)7人</li> <li>・東大阪就職フェア…IT人材を含む幅広い人材を求める企業と求職者との合同就職面接会を開催した。 (日時)令和4年9月27日 (場所)東大阪商工会議所本所 (参加企業数) 32社 (参加者数)58人 (就職者数)7人</li> <li>・モノづくり企業採用担当者向けセミナー アフターコロナを見据えた中小企業が採るべき採用活動のポイント！ ～効果的なオンライン・オフラインの活用とは～ (日時)令和5年2月8日 (場所)東大阪商工会議所本所 (参加者数)23人</li> <li>・東大阪モノづくり企業合同就職面接会…モノづくり企業への就業促進を図るため、製造業に特化した面接会を開催した。 (日時)令和5年2月16日 (場所)東大阪商工会議所本所 (参加企業数) 35社 (参加者数)67人 (就職者数)13人</li> </ul>
-----------------	--

改善すべき点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・求職者向け情報誌「ワークスタイル東大阪」は、A4版8ページの紙ベースの発行であり、経費が掛かるうえ、ペーパーレスの流れにも逆行することから、ウェブ版等に切り替えて経費の削減及びペーパーレス化を進める必要がある。</li> <li>・合同企業説明会・面接会等の就職イベントの参加者が年々減少傾向にある。背景にはインターネットの普及が進み、若者を中心に就職活動に対する考え方が変わってきているとの分析もあり、事業の組立の再検討を行う時期に来ている。ただし、特に新卒者対象のイベントの落ち込みが激しいのに比べ、本事業で対象としている既卒者向けは、まだ一定の需要がある。</li> </ul>
--------	--

令和5年度に 改善した点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紙ベースで発行していた「ワークスタイル東大阪」を、ウェブ版「ワークスタイル東大阪」に変更した。市政だより特集記事、市公式LINEやSNS、イベントちらしにリンク先を掲載する等により周知に努めている。</li> </ul>
-----------------	--

# 各部会のテーマとスケジュール (～令和8年度)



## 各部会名簿

## ●モノづくり部会

氏名		役職
1	芦塚 格	近畿大学経営学部 教授
2	阪上 義治	東大阪商工会議所 専務理事
3	繁原 秀和 (○)	株式会社繁原製作所 代表取締役
4	榛木 孝至	榛木金属工業株式会社 常務取締役
5	廣田 義人	有限会社廣田工具製作所 代表取締役
6	本多 哲夫 (○)	大阪公立大学商学部 教授
7	柳山 稔	東大阪市工業協会 会長

## ●商業部会

氏名		団体名・役職名
1	伊藤 由満	株式会社日本政策金融公庫 東大阪支店長
2	茨木 延夫	東大阪市小売商業団体連合会 会長
3	加藤 司	大阪商業大学総合経営学部 教授
4	白山 登茂和 (○)	ふれんちん 店主
5	中澄 史雄	大和屋 店主
6	西田 祥一 (○)	酒のにしだ 店主
7	和合 健一 (○)	有限会社東阪社 代表取締役

## ●労働雇用部会

氏名		役職
1	衣笠 葉子	近畿大学法学部 教授
2	田中 聡一 (○)	近畿工業株式会社 代表取締役
3	西松 あゆみ	西松税理士・中小企業診断士事務所 所長
4	葉山 三三子	ジャパン合同事務所 特定社会保険労務士
5	松本 光次	布施公共職業安定所 所長

(○):臨時委員

## 東大阪市中小企業振興条例

緑豊かな生駒山のふもとに位置する本市のモノづくりの起源は古く、すでに弥生時代には、銅鐸や銅剣などの青銅器鋳物が盛んに造られていました。その歴史と経験に培われた情熱と技術は、大和川の付替えや新田開発などを経て、河内木綿産業や今に続く伸線産業などの地場産業を発展させ、およそ2,000年後の現代に受け継がれました。やがて本市には、多くの製造業が集積することとなり、それが商業、農業、建設業、運輸業その他の産業の活性化にも大きな影響を与えてきました。そして、本市は、我が国の経済の発展をも支える多種多様な小規模企業者が集積する、活力ある「中小企業のまち」・「モノづくりのまち」として、全国的にも確固たる地位を築きあげてきました。

このように、小規模企業者を中心とする本市の中小企業は、地域経済を支える本市の重要な存立基盤であるとともに、熟練の技術を引き継ぎ、産業を活性化させ、市民の雇用やまちのにぎわいを創出する源です。

本市が「夢と活力あふれる元気都市」として発展し続けるためには、中小企業者、大企業者、市民、関係団体そして市が、中小企業の果たす役割の重要性を理解し、協働して、本市の中小企業の振興に総合的に取り組むことが必要不可欠です。

ここに、中小企業の振興を市政の重要な柱として位置付けるとともに、本市の中小企業の振興に関する基本理念及び施策等を定め、もって地域経済を活性化し、豊かで住みよいまちの実現に寄与するため、この条例を制定します。

### (目的)

第1条 この条例は、小規模企業者を中心とした本市における中小企業の果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関する基本理念及び施策等を定め、中小企業者、大企業者、市民、関係団体及び市の責務等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済を活性化し、豊かで住みよいまちの実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるもので、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

2 この条例において「小規模企業者」とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

3 この条例において「大企業者」とは、中小企業者以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

4 この条例において「関係団体」とは、経済団体、金融機関、大学等、特定非営利活動法人その他の中小企業の振興に関係する団体をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、中小企業者自らの創意工夫及び自主的な努力のもとに推進されなければならない。

2 中小企業の振興は、中小企業者、大企業者、市民、関係団体及び市が、中小企業の果たす役割の重要性を理解し、協働して推進されなければならない。

3 中小企業の振興は、大都市圏に立地する産業集積の拠点という本市の地域特性を生かした施策により推進されなければならない。

4 中小企業の振興は、国、大阪府その他の公共団体（以下「国等」という。）との連携を図りながら、推進されなければならない。

(中小企業者の努力)

第4条 中小企業者は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自主的な経営基盤の強化、雇用機会の確保、人材の育成、従業員の福利厚生の実施等を図るとともに、第9条に定める施策（以下「施策」という。）を積極的に活用し、その推進に協力するよう努めるものとする。

2 中小企業者は、地域社会の一員として、豊かで住みよいまちの実現に配慮するとともに、地域社会に貢献するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第5条 大企業者は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が地域経済の活性化に重要な役割を果たすことを理解し、施策の推進及び中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

2 大企業者は、地域社会の一員として、中小企業者との共存共栄のもとに、社会的責任を自覚し、地域社会に貢献するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が地域経済を活性化し、豊かで住みよいまちの実現に寄与することを理解し、施策の推進及び中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(関係団体の理解及び協力)

第7条 関係団体は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が地域経済の活性化に重要な役割を果たすことを理解し、施策の推進及び中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第8条 市は、基本理念にのっとり、中小企業の振興に関し、必要な調査を行い、施策を実施するものとする。

2 市は、中小企業の振興に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

3 市は、中小企業の振興に関し、国等との連携並びに中小企業者、大企業者、市民及び

関係団体の協働の推進に努めるものとする。

- 4 市は、市が発注する工事の請負、役務の提供又は物品の購入その他の調達に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

(中小企業の振興に関する施策)

第9条 第1条に定める目的を達成するために、本市が総合的に推進すべき中小企業の振興に関する施策は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業者の産業集積を活性化し、ネットワークを強化するための施策
- (2) 中小企業者の操業環境を確保し、市民の住環境との調和を推進するための施策
- (3) 中小企業者の販路を拡大するための施策
- (4) 中小企業者の経営資源を強化するための施策
- (5) 中小企業者の人材を育成し、事業承継を円滑化するための施策
- (6) 中小企業者の資金調達を円滑化するための施策
- (7) 中小企業者の創造的な事業活動を促進するための施策
- (8) 中小企業者のグローバル化を支援するための施策
- (9) 中小企業者の労働環境を整備するための施策
- (10) 中小企業者の魅力等の情報を発信するための施策
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

(振興会議)

第10条 本市に、東大阪市中企業振興会議（以下「振興会議」という。）を置く。

- 2 振興会議は、この条例の改廃に関する事項、施策の実施等に関する事項その他の中小企業の振興に係る重要事項を審議する。
- 3 振興会議は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、振興会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(実施状況の公表等)

第11条 市長は、毎年度、施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

- 2 市長は、前項の実施状況について調査及び分析を行うものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

改正

平成27年3月27日規則第26号

令和2年3月18日規則第7号

令和3年10月21日規則第76号

東大阪市中小企業振興会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市中小企業振興条例（平成25年東大阪市条例第4号）第10条第4項の規定に基づき、東大阪市中小企業振興会議（以下「振興会議」という。）の組織、運営その他振興会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 振興会議は、委員25人以内で組織する。

2 振興会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市内の中小企業者
- (2) 学識経験者
- (3) 公募に応じた者
- (4) 本市の職員
- (5) その他市長が適当と認める者

(委員及び臨時委員の任期)

第3条 委員の任期は、前条第3項の規定により委嘱され、又は任命された日が属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 振興会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、振興会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 振興会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 振興会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 振興会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第6条 会長は、特に緊急を要するため振興会議を招集する時間的余裕がないことが明らかである場合その他やむを得ない事由のある場合は、委員に議案の概要を記載した書面を送付し、又は議案の概要を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては

認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を送信した上で賛否その他の意見を徴することにより振興会議の会議に代えることができる。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「出席しなければ、開く」とあるのは「書面又は次条第1項に規定する電磁的記録により意見を提出しなければ、成立させる」と、同条第3項中「出席した」とあるのは「意見を提出した」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(部会)

第7条 振興会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 振興会議は、部会の議決をもって振興会議の議決とすることができる。
- 7 前2条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「振興会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第8条 振興会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 振興会議の庶務は、都市魅力産業スポーツ部において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、振興会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第2条第3項の規定による委嘱又は任命後最初の振興会議の招集及び会長が選出されるまでの間における振興会議の運営は、市長が行う。

附 則 (平成27年3月27日規則第26号)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に委嘱され、又は任命される委員の任期について適用し、同日前に委嘱され、又は任命された委員の任期については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年3月18日規則第7号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年10月21日規則第76号)

この規則は、公布の日から施行する。